

# 1 登録政治資金監査人の登録及び研修等（未定稿）

## ＜これまでの取組＞

### （1）登録政治資金監査人の登録

- 政治資金規正法では、弁護士、公認会計士又は税理士である者は当委員会が備える登録政治資金監査人名簿への登録を受けることにより、登録政治資金監査人になることができるとされている（法第19条の18第1項）。
- 当委員会では、平成22年1月から行われることとなった国会議員関係政治団体に係る政治資金監査の実施に必要な登録政治資金監査人の早期確保に向け、平成20年9月から登録政治資金監査人名簿への登録申請の受付を行ってきた。
- 登録政治資金監査人の登録については、政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録者数の確保のほか、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体側の利便にも資するため、大きな地域的偏在が生じないよう関係士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行ってきたところである。
- その結果、登録政治資金監査人の登録者数は順調に推移し、【仮】平成25年12月末現在で4,423人となっており、全都道府県にわたり登録がなされている。

### （2）政治資金監査に関する研修の実施

- 政治資金規正法により、政治資金監査は、当委員会が行う政治資金監査に関する研修（以下「登録時研修」という。）を修了した登録政治資金監査人が行うこととされている（法第19条の13第1項）。
- 登録時研修の実施に当たっては、「政治資金監査に関する研修実施要領」及び「政治資金監査に関する研修実施細則」を定め、これらに基づき、政治資金の制度に関する専門的知識（政治資金規正法のあらまし）及び政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）等を解説した研修テキスト及び関係法令集を用いて行ってきたところである。
- 登録時研修は、平成20年12月から研修受講者を一堂に会して実施する集合研修方式により開始し、以降全国各地で実施しており、平成23年度は13回、平成24年度は15回、平成25年度は、【仮】平成25年12月末現在で、16回実施している。また、平成22年4月からは、研修受講者側の利便性も考慮し、個別の研修受講者ごとに任意の日時において研修を

施することができるよう、研修用映像教材を用いた個別研修方式を新たに導入し、集合研修方式と併せて精力的に取り組んできたところであり、平成23年度は121回、平成24年度は153回、平成25年度は、【仮】平成25年12月末現在で、78回実施している。

- さらに、平成23年4月からは、希望する研修日・研修地を示して、5人以上の登録時研修を修了していない登録政治資金監査人が登録時研修の実施を要望する場合で、その実施に支障がないと認められる場合に研修を実施する要望研修方式も新たに導入し、平成23年度は2回、平成24年度は3回、平成25年度は、【仮】平成25年12月末現在で、1回実施している。
- その結果、【仮】平成25年12月末現在では、登録政治資金監査人登録者4,423人のうち、97.8%の4,327人が登録時研修を修了し政治資金監査を実施できる体制となっている一方、未修了者は約100人という状況になっている。
- また、平成22年度からは、政治資金監査のより円滑な実施と一層の定着化を図るため、政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができる政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を開催してきたところである。
- 平成23年度においては、政治資金監査を行うに当たっての留意点等を具体的事例を用いて説明することを主な内容とする説明会を全国各地において13回実施し、合計1,142人の参加をみたところであり、平成24年度においては、同様に16回実施し、合計1,080人の参加をみたところである。
- 平成25年度においては、政治資金監査の実務等を踏まえて平成25年6月に改定した政治資金監査に関する具体的指針（政治資金監査マニュアル）の解説等を主な内容として、全国各地において17回実施し、合計1,197人の参加をみたところである。

### (3) 登録政治資金監査人に対する指導・助言等

- 政治資金規正法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている（法第19条の30第1項第5号）。
- 当委員会では登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、新たな見解を示す必要があるものや登録政治資金監査人に広く周知する必要があるものについては、政治資金監査マニュアルを補完

する当委員会の見解を示したり、「政治資金監査に関するQ&A」として公表し、フォローアップ説明会等も活用し周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行ってきたところである。

## ＜今後の方向性＞

### （１）登録政治資金監査人の安定的な確保及び登録時研修の受講機会の確保等

- 平成24年における国会議員関係政治団体（収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。）は3,627団体（総務大臣届出分856団体、都道府県選挙管理委員会届出分2,771団体）であり、登録政治資金監査人の登録者数がこれを上回っている状況にある。また、平成24年3月に当委員会が実施した登録政治資金監査人に対するアンケート結果によると、回答のあった登録政治資金監査人1人当たりの政治資金監査実施団体数はおよそ3団体であったことから、政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分確保されていると思われる。
- しかしながら、登録政治資金監査人の都道府県別の登録状況を見ると、全都道府県において登録はされてきているものの、地域的な偏在が依然として見られ、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体の一層の利便性の向上が求められる状況にある。
- このような状況を鑑みれば、登録政治資金監査人の新規登録は、平成22年1月の政治資金監査の本格的実施の時期を境に一定の落ち着きを見せているものの、登録抹消者が増加傾向にあることも踏まえ、引き続き関係士業団体の協力も得ながら、登録政治資金監査人の新規登録及び受講機会の確保も含めた登録時研修の着実な実施並びに登録時研修未修了者への研修受講の啓発に努めていくことが適当であり、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域において、特に登録時研修を実施することにより、当該地域における登録政治資金監査人の登録を促進し登録政治資金監査人の偏在是正を図っていくことも重要である。

### （２）登録政治資金監査人に対する指導・助言等による政治資金監査の適正の確保の推進

- 登録政治資金監査人に対しては、政治資金監査を実施するのに必要な専門的知識の修得のための登録時研修を行っているが、実際に政治資金監査を実施していく中で、登録政治資金監査人等からは様々な質疑等が寄せられたこと等を踏まえ、政治資金監査マニュアルの改定等を行い、研修内容の見直しを図ってきたところである。

- 一方、登録政治資金監査人にとって、当初の一度きりの研修だけでは、修得できる内容に限りがあることや、ややもすれば時の経過とともに研修で修得した政治資金監査に係るノウハウが劣化しかねないことが懸念される。登録政治資金監査人からも「登録時研修を再受講したい」、「登録時研修ではあまり触れられていなかった政治資金監査に関する実務上の課題を説明してほしい」、「政治資金規正法や公職選挙法の研修を実施してほしい」といった意見が多く寄せられている。
- また、総務省及び都道府県選挙管理委員会に対し協力を求めたところ、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書や、本来であれば政治資金監査の過程で指摘されるべきだった収支報告書の誤記が散見される状況にあるということが明らかになっており、改善の要望を受けているところである。
- これらのことから、当委員会としては、政治資金監査の適正をより確かなものとしていくため、今後、以下の取組等を推進することにより、登録政治資金監査人等に対する指導・助言及び研修の機能の充実・向上に努めていくことが適当であると考えられる。
  - ・ 登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に一層的確に対応できるよう態勢を整備する。
  - ・ 必要に応じ、政治資金監査マニュアルの改定、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解の表明、「政治資金監査に関するQ&A」の充実、チェックリストの充実等を行う。
  - ・ 関係士業団体の協力も得ながら、登録政治資金監査人等に周知すべき事項について、より効果的な周知方法の検討を行う。
  - ・ 平成22年度から実施しているフォローアップ説明会を平成26年度以降、フォローアップ研修と位置付け、その内容を充実させ継続的に実施する。
- 特にフォローアップ研修の実施に当たっては、関係士業団体と連携を図るとともに、これまで以上に、登録政治資金監査人のニーズに応じたものとするべきであり、研修の内容については、政治資金監査の実施状況を把握しつつ、そのより適正な実施に資するよう、常に工夫を凝らし改善を図るべきである。また、その開催時期・回数・場所についても、夜間開催を実施するなど、できるだけ多くの登録政治資金監査人の参加の機会を得られるよう配慮すべきである。